

資 料 提 供	
平成 2 7 年 2 月 4 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (亀 井)
電 話	0857-26-7043

平成 2 7 年 2 月 定例県議会付議案

- 議案第 1 号 平成 2 7 年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2 号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3 号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4 号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5 号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 6 号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 7 号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8 号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9 号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第 1 0 号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第 1 1 号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第 1 2 号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第 1 3 号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 1 4 号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第 1 5 号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第 1 6 号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第 1 7 号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第 1 8 号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第 1 9 号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第 2 0 号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第 2 2 号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算

議案第24号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第25号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

議案第26号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算

議案第27号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算

議案第28号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第31号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第33号 鳥取県市町村創生交付金条例の設定について（地域振興課）

将来にわたって活力ある地域社会を形成していく地方創生の推進を図るため、県が市町村に交付する交付金に関して必要な事項を定めるものである。

（概要）

- ①市町村創生交付金の対象事業は、市町村が地域の特性に応じて主体的に実施する事業であって、補助金その他の使途を特定された金銭の交付を受けることなく、その一般財源により実施する事業とする。
- ②鳥取県市町村交付金条例は、廃止する。

[平成27年4月1日施行]

議案第34号 鳥取県行政手続条例の一部改正について（県民課、税務課）

行政手続法の一部が改正され、法令違反の是正のために法令に基づく処分を求める手続が設けられるとともに、国の行政機関に対し行政指導の中止又は実施を求める手続が設けられること等に鑑み、条例等に基づく処分及び県の行政機関が行う行政指導について同様の手続を設ける等、所要の改正を行うものである。

[平成27年4月1日施行]

議案第35号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課、畜産課）

次のとおり鳥取県和牛振興戦略基金を新たに設置するものである。
（新たに設置する基金の概要）

名 称	設 置 目 的
鳥取県和牛振興戦略基金	和牛の改良増殖を推進し、付加価値の高い牛肉の生産を促進すること。

[平成27年4月1日施行]

議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（人事企画課、教育総務課）

義務教育費国庫負担金の算定基準額を踏まえ、及び他県との均衡を考慮し、公立学校の教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事した時に支給される教員特殊業務手当の額を引き上げるものである。

[平成27年4月1日施行]

議案第37号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について（人事企画課）

国家公務員の退職手当に準じて職員の退職手当の調整額の引上げ等、所要の改正を行うものである。

[平成27年4月1日施行]

議案第38号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事企画課）

職員を派遣することができる公益的法人等に公益社団法人ととり被害者支援センターを追加するものである。

[平成27年4月1日施行]

議案第39号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（業務効率推進課）

平成27年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。
(概要)

- ・知事部局 12人減
- ・学校職員 33人減

[平成27年4月1日施行]

議案第40号 鳥取県附属機関条例の一部改正等について（業務効率推進課等）

県行政に関し調査審議を行う附属機関について、所要の改正を行うものである。
(概要)

- ①知事又は教育委員会の附属機関として、鳥取県総合教育会議など8の機関を新設する。
- ②鳥取県地震防災調査研究委員会など8の附属機関の名称又は調査審議する事項を変更する。
- ③鳥取県教育協働会議など13の機関を廃止する。

[平成27年4月1日施行]

議案第41号 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（スポーツ課）

米子市営東山水泳場と鳥取県営米子屋内プールを米子市と交換することに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①県営社会体育施設として新たに鳥取県営東山水泳場を米子市に設置する。
- ②設置後最初の鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者は、公募によらず選定する。

[規則で定める日施行ほか]

議案第42号 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

(子ども発達支援課)

障害児通所支援事業の人員等の基準を定めるに当たって参酌等をすべき国の基準が改正され、指定複合型サービス事業者が障がい児に対し通いサービスを提供する場合の基準該当通所支援事業の基準が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①指定複合型サービス事業者に係る基準該当通所支援事業の人員等の基準については、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。
- ②指定放課後等デイサービスの事業所は、主として重症心身障害児が通う場合は看護師を置くとともに嘱託医師を定めておくこととする。

[平成27年4月1日施行]

議案第43号 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正について (砂丘事務所)

鳥取砂丘を核とする山陰海岸が世界ジオパークに認定され世界的価値が認められたこと、及び鳥取砂丘の地先海域において海難死亡事故が発生したことに伴い、鳥取砂丘の利用を増進するための施策を一層充実させるとともに、遊泳等を禁止するものである。

(概要)

- ①鳥取砂丘の利用は、県民が誇りと愛着を持つ本県を代表する自然観光資源としての魅力や価値を高めることを基本として、その増進を図ることとする。
- ②県の施策の推進に当たっては、外国人等にも理解しやすいように言語、文化等の違いに配慮した表記の利用に努めるものとする。
- ③県は、鳥取砂丘の国内外からの利用を増進するための施策を関係機関と連携して実施するものとする。
- ④次に掲げる行為を禁止する。
 - ア 鳥取砂丘の地先海域においてみだりに遊泳すること。
 - イ 鳥取砂丘において、みだりに他人の上空を飛行し、又は模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせること。
- ⑤知事は、現に鳥取砂丘において犯罪行為をしている者があるときは、その職員に中止を指示させるものとする。

[平成27年4月1日施行]

議案第44号 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について (くらしの安心推進課)

食品取扱施設等における衛生管理について、国際的に推奨された方法の普及を図るために知事が認定を行う制度を創設するとともに、食品への異物混入や食中毒等による被害を防止するために必要な事項を営業者が遵守すべき事項として追加する等、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①知事は、一定の要件を満たしている食品取扱施設等について、営業者等から申請があったときは、有効期限を定めて、鳥取県HACCP適合施設として認定する。
- ②知事の認定を受けていない施設については、鳥取県HACCP適合施設又はこれに紛らわしい名称を用いることを禁止する。
- ③公衆衛生上講ずる必要がある事項に、異味又は異臭の発生、異物の混入その他の消費者等からの苦情であって、健康被害が発生するおそれが否定できない情報について、知事に速やかに報告すること等を加える。

[平成27年4月1日施行]

議案第45号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住まいまちづくり課）

北山団地及び八東第2団地を八頭町へ無償譲渡することに伴い、当該団地に係る規定を削除するものである。

[平成27年4月1日施行]

議案第46号 鳥取県立産業人材育成センター条例の一部改正について（雇用人材総室）

県立産業人材育成センターの行う資格の取得を目的とする普通課程の職業訓練のうち、規則で定めるものについては、授業料を徴収しないこととするものである。

[公布施行]

議案第47号 鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部改正について（県産材・林産振興課）

間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るため、この条例に基づいて行われる間伐材搬出等事業に要する経費に対する助成を継続することに伴い、条例の失効期限を廃止するものである。

[公布施行]

議案第48号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課等）

県立保育専門学院の廃止及び長期優良住宅建築等計画の認定に住宅性能評価書が利用できるようになることに伴い、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定		
一戸建て住宅	1件につき	19,000円
一戸建て住宅以外の住宅	床面積に応じ1件につき	40,000円～1,067,000円

見直し

県立保育専門学院の廃止に伴い、成績証明書等の書類の交付に係る手数料を定める規定について、所要の改正を行う。

[平成27年4月1日施行]

議案第49号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について（警察本部警務課）

警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、所要の改正を行うものである。

[平成27年4月1日施行]

議案第50号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部運転免許課）

道路交通法の一部が改正され、自転車運転者講習を実施することに伴い、当該講習について新たに手数料を徴収するとともに、道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す等、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設定

区分	単位	金額
自転車運転者講習	1時間につき	1,900円

見直し

区分	単位	金額	
		現行	改正後
運転免許試験	免許の種類等に応じ	1,500円～7,700円	1,500円～7,400円
運転技能検査	免許の種類等に応じ	3,850円～6,950円	3,650円～6,650円
運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ	1,550円又は3,100円	1,450円又は3,000円
運転免許証の再交付	1件につき	3,600円	3,500円
技能検定員資格者証の交付	1件につき	1,200円	1,100円
技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ	700円～23,500円	700円～23,450円
教習指導員資格者証の交付	1件につき	1,200円	1,100円
教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ	700円～15,000円	700円～14,950円
運転技能の再試験	免許の種類等に応じ	1,000円～3,250円	1,050円～3,300円
免許の取消し等を受けた者に対する講習	1時間につき	700円～4,700円	750円～4,650円
	1件につき	600円～13,350円	500円～13,200円
基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知	1件につき	850円	900円

[平成27年4月1日施行ほか]

議案第51号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

医師、看護師、医療技術員等の増員を行い、診療機能の充実強化及び中央病院の建替えに向けた体制整備を図るため、病院局の職員の定数を改めるものである。

（概要）

現行 1,154人 → 改正後 1,192人（+38人）

[平成27年4月1日施行]

議案第52号 工事請負契約（県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事（建築第一工区））の締結について（教育環境課）

工事名：県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事（建築第一工区）

工事場所：米子市勝田町

契約の相手方：県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事（建築第一工区）美保テクノス・リンクス・大協組特定建設工事共同企業体

契約金額：615,600,000円

工事完成期限：平成28年5月31日

議案第53号 財産を無償で貸し付けること（死亡牛一時保管施設）について（畜産課）

相手方：公益社団法人鳥取県畜産推進機構
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
東伯郡琴浦町大字松谷字西 高野 606 番 8 ほか 1 筆	土地	1,203.38 m ²
	建物	122.49 m ² （1棟）
	工作物	汚水槽、貯水槽及び水道施設 各一式

貸付期間：平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

無償貸付理由：死亡牛一時保管施設の維持管理を円滑に行うため、当該業務の用に供する財産を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第54号 財産を無償で貸し付けること（境港昭和地区埠頭用地）について（空港港湾課）

相手方：境港管理組合
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
境港市昭和町9番22ほか8筆	土地	140,949.40 m ²

貸付期間：平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

無償貸付理由：境港の港湾施設用地として使用するため、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第55号 財産を無償で貸し付けること（鳥取東高等学校進入路）について（教育環境課）

相手方：鳥取市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市立川町五丁目179番ほか4筆	土地	246.71 m ²

貸付期間：平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

無償貸付理由：市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第56号 財産を無償で貸し付けること（(元)鳥取農業高等学校実習農園）について（教育環境課）

相手方：鳥取市 個人（山王団地自治会会長）
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部	土地	1,709.40 m ²

貸付期間：平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

無償貸付理由：当該土地は県史跡天神山城跡（因幡守護所跡）として保護すべき土地であり、今後の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、山王団地自治会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第57号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅北山団地及び八東第2団地）について

（住まいまちづくり課）

相手方：八頭町
譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
県営住宅北山団地	八頭郡八頭町北山字山根 205 番 5 ほか 1 筆	土地	976.13 m ²
		建物	398.28 m ² (3 棟 6 戸)
県営住宅八東第 2 団地	八頭郡八頭町東字櫃ヶ尻 378 番 1 ほか 1 筆	土地	2,182.60 m ²
		建物	478.95 m ² (3 棟 6 戸)

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、八頭町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

議案第58号 財産を無償で譲渡すること（(元)赤碕高等学校プール）について（教育環境課）

相手方：琴浦町
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
東伯郡琴浦町大字赤碕字澤山 1945 番 32	土地	1,291.52 m ²
	工作物	一式

無償譲渡理由：学校再編により廃止となった県立高等学校のうち、県で活用の予定がなく、琴浦町から地域住民の防火水槽として活用したい旨の要望があった土地及び工作物について、無償で譲渡しようとするものである。

議案第59号 財産の取得（デジタルヘリコプターテレビ用地上設備）について（警察本部会計課）

取得の目的：警察活動の用に供するため、ヘリコプターテレビ用地上設備を更新するものである。
財産の内容：デジタルヘリコプターテレビ用地上設備 一式
取得予定価格：81,756,000 円
契約の相手方：池上通信機株式会社大阪支店

議案第60号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部刑事企画課）

和解の相手方：倉吉市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金 117,504 円を和解の相手方に支払う。
概要：平成 26 年 6 月 17 日から同年 8 月 2 日までの間（事件発生の日は不明）、倉吉警察署の職員が、犯罪の捜査により押収した証拠物件のテレビを保管するに当たり、台座の安定性の確認が不十分であったため同物件が転倒し、破損したものである。

議案第61号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営米子屋内プール）について（スポーツ課）

鳥取県営米子屋内プールの指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：公益財団法人鳥取県体育協会（指名）
指定の期間：平成 27 年 4 月 1 日から鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年鳥取県条例第 47 号）附則第 1 項に規定する規則で定める日の前日まで

議案第62号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標の制定について（経済産業総室）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが達成すべき業務運営に関する中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第63号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,150,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：高田 充征 税理士